

# 公共工事の代価の中間前金払について

平成 12 年 3 月 22 日  
11 管行第 130 号  
総務部長依命通達

最終改正 令和 3 年 3 月 12 日 2 財活第 3570 号

本庁各部（課・室）長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
各委員会（委員）事務局長  
県 議 会 事 務 局 長  
各 出 先 機 関 の 長

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 25 号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 11 年自治省令第 4 号）が、平成 11 年 2 月 17 日公布され、同日施行されました。

これにより、公共工事に要する経費について、地方公共団体が現行の前金払に加えて追加的に前金払をする、いわゆる中間前金払をすることができることとなりました。

つきましては、本県における中間前金払の取扱について下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から施行することとしましたので、事務処理に遺漏のないよう願います。

なお、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）については、別途所要の改正を行うこととしておりますので、念のため申し添えます。

上記のとおり命により通達します。

## 記

### 1 中間前金払の対象

(1) 1 件の請負代金額が 50 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、原則として年度内完成工事に係るものとする。（したがって、繰越に係る工事については、対象としない。）

(2) 契約にあたり請負者が部分払を選択した工事にあっては、中間前金払の対象としない。

### 2 中間前金払の対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

### 3 中間前金払の要件

次に掲げる要件の全てを満たす場合に、中間前金払を行うことができる。

(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

(2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

### 4 中間前金払の割合

請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前払金の合計額が請

負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

#### 5 中間前金払と部分払の選択

請負者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めないこととする。

#### 6 債務負担行為及び繰越に係る工事の特例

- (1) 債務負担行為に係る工事については、各会計年度の出来高が当該年度の出来高予定額に達する見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事の各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に対する当該年度末の出来高及び繰越に係る工事における年度末の出来高については、部分払をすることができる。

#### 7 認定及び請求方法

- (1) 契約担当者（福岡県財務規則第143条第1項の契約担当者をいう。以下同じ。）は、請負者が中間前金払の請求をしようとするときは、様式第1号の中間前金払認定請求書及び様式第2号の工事履行報告書を提出を求めものとする。
- (2) 契約担当者は、(1)の請求を受けたときは、原則として7日以内に3の要件を満たしているか認定を行い、妥当と認めるときは、様式第3号の中間前金払認定調書を請負者に交付する。  
認定にあたっては、工事履行報告書等に基づき3の確認を行う。この場合において3(3)については、明らかに請負代金額の2分の1を下回る場合を除き、確認できたものとみなす。  
なお、出来高の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めるものとする。
- (3) 変更指示書等により、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることができる。

(注) 出来高の計算にあたっては、以下の式を適用することとなるので留意されたい。

$$(\text{出来高}) = \frac{B + C}{A}$$

A：中間前払金の支払請求時点における請負代金額

B：中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C：中間前払金の支払請求時点において契約変更が未実施の変更指示書等による追加工事の出来高

- (4) 契約担当者は、(2)による認定を行った場合は、請求書及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書の提出を求めものとする。

なお、請負者から保証証書の寄託を受ける場合は、当該証書原本を提出させることとし、契約担当者が保管する。

また、契約担当者は、当該請求を受けた日から14日以内に支払を行う。

#### 8 工事請負契約書（令和3年3月福岡県告示第281号の工事請負契約書をいう。以下同じ。）の取扱い

契約担当者は、請負者が中間前金払又は部分払のいずれを選択するか確認を行った後、工事請負契約の締結にあたっては、以下により取扱うものとする。

##### (1) 中間前金払を選択した場合

この場合においては、工事請負契約書中第42条第2項(A)を削除し、次の特記事項を加えるものとする。

##### ア 債務負担行為に係る工事の場合

##### 特記事項

第38条及び第42条の規定は、債務負担行為に係る工事の各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に対する当該年度末の出来高及び繰越に係る工事における年度末の出来高に対する部分払についてのみ、適用することができる。

イ 債務負担行為に係る工事以外の場合

特記事項

第38条の規定は、繰越に係る工事における年度末の出来高に対する部分払についてのみ、適用することができる。

なお、この場合の部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$   $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額}) - \text{中間前払金額}$

(2) 部分払を選択した場合

この場合においては、工事請負契約書中第35条第3項及び第4項並びに第42条第2項(B)を削除するものとする。

## 中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	

上記の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

契約担当者 殿

## 工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日 付	年 月 日 ( 月分)		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。


## 中間前金払認定調書

請 負 者	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負代金額	
摘 要	
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>契約担当者 印</p>	